

## 生活衛生同業組合推進月間（11月1日～30日）

理容、美容、クリーニング、公衆浴場や飲食店など、地域住民の皆さまに最も身近で生活に欠かすことのできないサービスを提供している生活衛生関係業者は、業種ごとに組合を組織して、日々、衛生水準の向上などのための活動を続けています。

こうした生活衛生同業組合の活動を改めて知ってもらうため、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、地域住民の皆さまに安心・安全なサービスを提供するための活動を推進しています。

なお、生活衛生同業組合への加入をご検討されている方は、当営業指導センターまたは各組合へご連絡ください。